

阿賀野農業振興地域整備計画の変更理由書

1 農業振興地域整備計画の変更理由

【付図 1 号（変更箇所 No. 1）】

経済事情の変動等により必要が生じたため、農振法第 13 条第 2 項により農業振興地域整備計画を変更することとし、農用地区域からの除外を行う。

2 マスタープランの変更

変更する事項	変 更 理 由	備 考

3 農用地利用計画の変更

(1) 編 入

付図 番号	編 入 箇 所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分

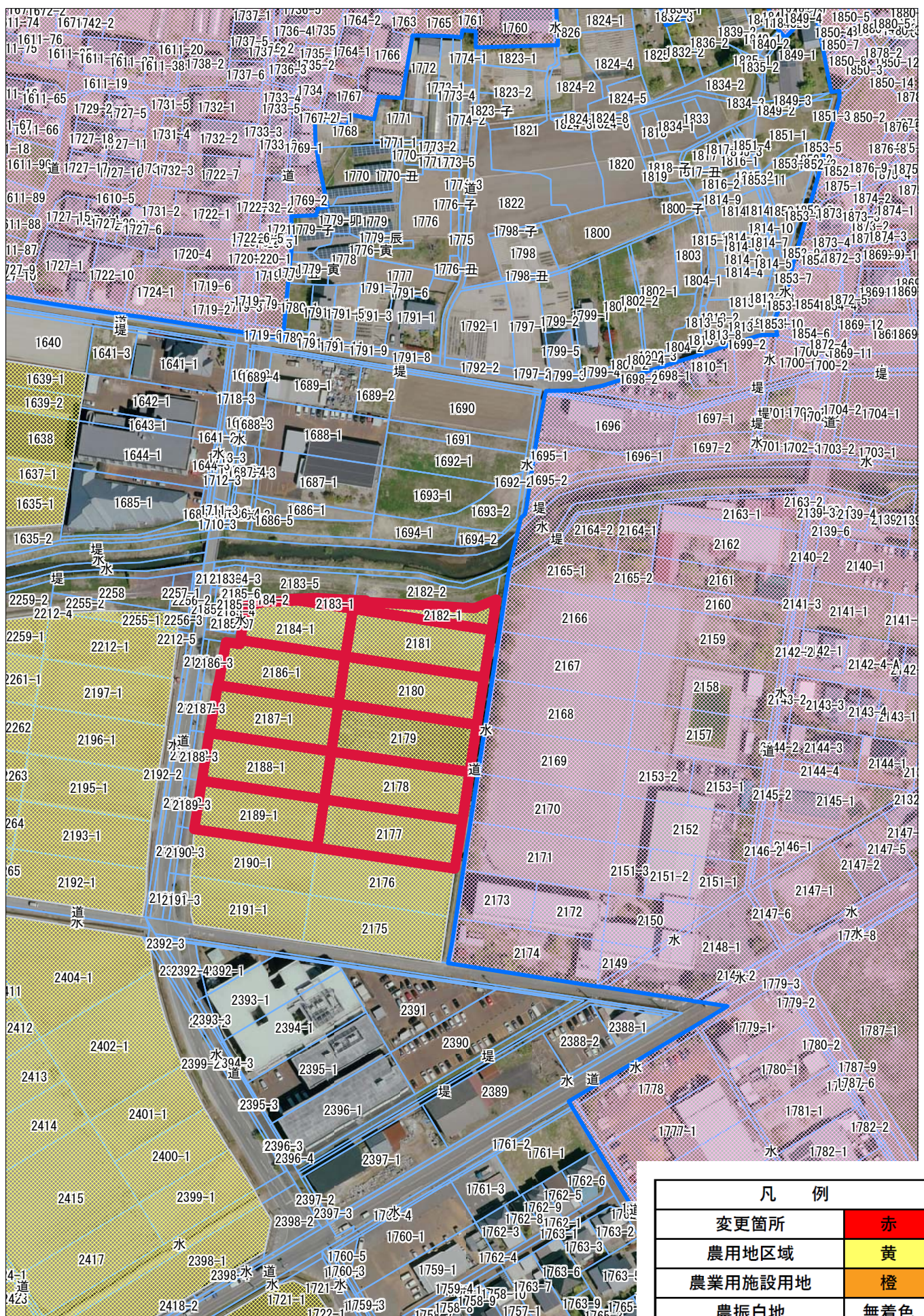
(2) 除 外

付図 番号	除 外 箇 所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの 除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
付図 1 号 変更 箇所 No. 1	阿賀野市南安野 町 2177 外 11 筆	農用地区 域	法第 13 条第 2 項に該当 （具体的理由：認定こども 園の設置のため。法定要 件に係わる適合理由は 別紙のとおり。）	9,715 m ² (田 9,715 m ²)	認定こども 園用地

(3) 用途変更

付図 番号	変 更 箇 所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	用途変更の理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後 の用途

阿賀野農業振興地域整備計画 変更箇所 詳細図 No1



1:2000

凡 例	
変更箇所	赤
農用地区域	黄
農業用施設用地	橙
農振白地	無着色
用途区域	ピンク

[参考] 別紙 2 (除外用)

法第 13 条第 2 項各号の要件に係る適合理由

附図番号：

項 目	説 明
1 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。	認定こども園を運営する事業計画者は、園児の増員を求められている中、現施設が手狭となっていることから、現施設の近隣に園を移転するもの。 移転後の施設については、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」などに基づいた計画であり、また、これまで取り組んできた活動に必要な施設を一体的に整備するもので、過大な開発には当たらない。 現在の利用者の利便性が確保できること、近隣小学校と連携した取り組みを継続できることを加味した上で、地域の営農の継続に与える影響が極力少なくなる土地は当該地しかなく、他に代替すべき土地はない。
2 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	当該地は、地域計画の区域外であり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。
3 2に掲げるもののほか、当該変更により	当該計画地は、駒林川、小学校、道路に囲まれた農地であり、営農や効果的な病虫害防除等に支障を生じるおそれはない。

より、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	また、当該計画地は農業生産基盤整備事業や農地流動化施策の予定がないことから支障を及ぼすおそれはない。
項 目	説 明
4 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	当該地には、担い手が利用している農地があるが、地域計画の推進に併せ、経営農地の更なる集積を進める予定であり、今後の利用集積に支障が生じることはない。
5 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	雨水については設置予定の堤脚水路へ排出するほか自然地下浸透によるため、周辺農地に及ぼす影響がない。
6 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。	該当事業はない。

※ 上記の他、他法令で農振除外を制限している下記(1)～(3)についても留意すること

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条第2項第4号の規定により定められた特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域内の土地については、同法第11条において、上記の農振法第13条第2項各号の要件の全てを満たすほか、その土地について当該認定事業の実施期間が満了している場合に限り、農用地区域から除外することができると規定されている。
- (2) 土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内の土地については、同法第92条の2において、上記の農振法第13条第2項各号の要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間（農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)第22条の6第1項の読み替え規定により都道府県が地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合においては、農地中間管理機構が委託を受けている農業の経営又は農作業に係る委託の期間を含む。）が満了している場合に限り、農用地区域から除外することができると規定されている。
- (3) 基盤法第22条の4第1項に規定する特例事項が地域計画に定められている場合、当該特例の区域内にある土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、農振法第13条第2項の要件を全て満たすほか、基盤法第22条の8において、同法第22条の3第4項に規定する有効期間が満了している場合に限り、農用地区域から除外することができると規定されている。